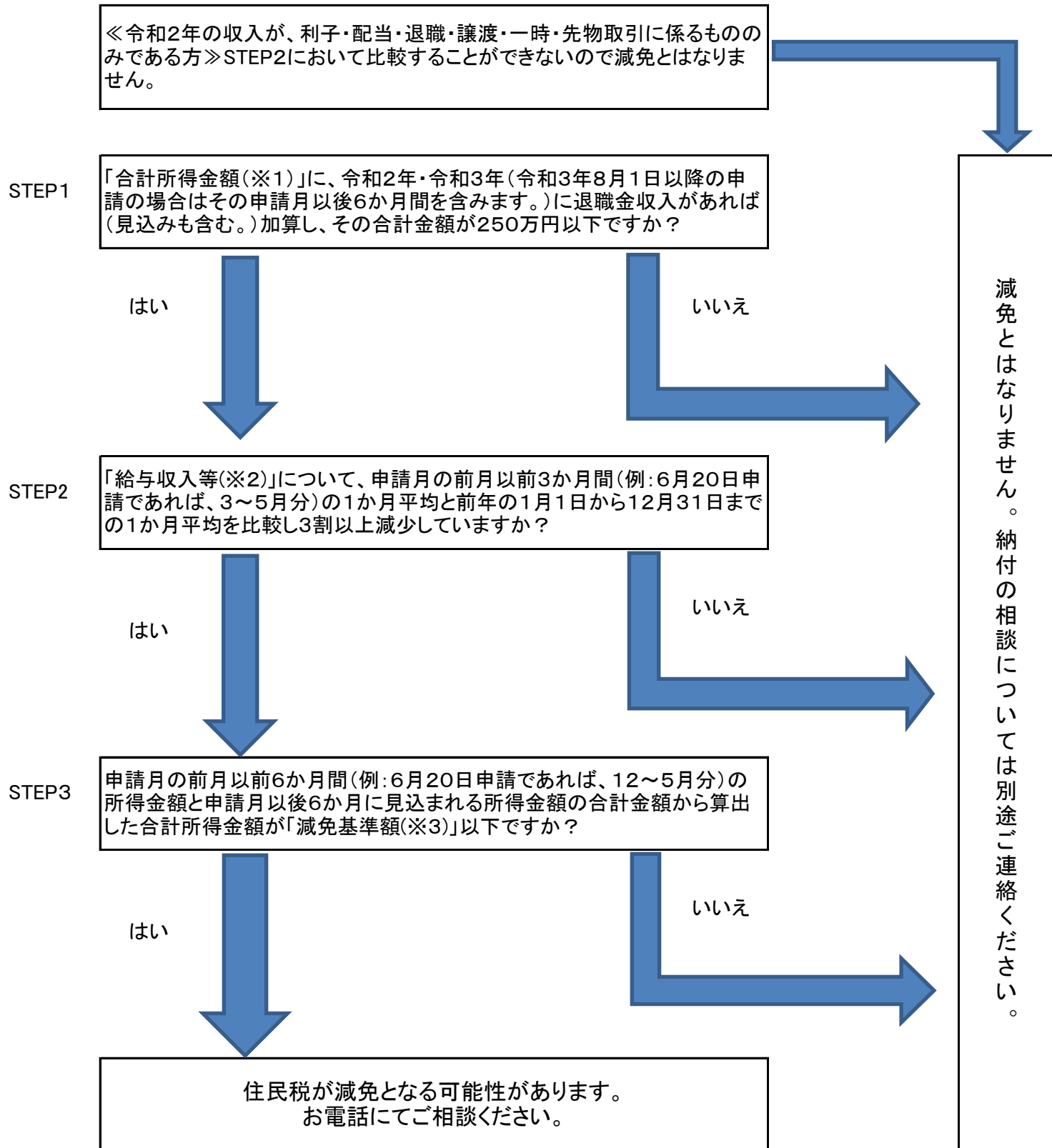


令和3年度における減免申請要件判定フローチャート(特別区民税・都民税の減免)



※1 令和3年度の納税通知書に記載の令和2年の合計所得金額(令和3年度の納税通知書は令和3年6月10日頃(特別徴収の方は5月17日頃)に発送します。)

※2 不動産所得、事業所得(先物取引に係るものを除く。)、給与所得、山林所得及び雑所得(先物取引に係るものを除く。)に係る収入

※3 減免基準額とは、住民税の均等割が非課税となる額です。  
未成年者の判定は令和3年1月1日時点、それ以外の判定は申請日時点の現況です。  
単身者の場合は45万円  
同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合は35万円×(扶養数+1)+31万円  
障害者、未成年者、寡婦又はひとり親である場合は135万円

前年中の合計所得金額	(参考)給与収入	減免割合
250万円以下	3,675,999円以下	10割

納期限	
第1期分	6月30日
第2期分	8月31日
第3期分	11月1日
第4期分	1月31日
随3期分	3月31日